

看護・介護職員確保の現状と課題

奥村元子

I はじめに

保健・医療・福祉の各領域で就業する看護・介護職員数は、1998年時点で約170万人(表1)と推計される。看護職員に限ればその96.5%が女性(1998年厚生省『衛生行政業務報告』)であり、助産所開設者等一部の自営業主を除く女子看護職員就業者数は約100万4千人と、女子雇用労働者総数2,124万人(1998年総務庁『労働力調

査』)の4.7%、ほぼ21人に1人に相当する。

保健・医療・福祉サービス供給体制は近年社会保障構造改革の一環としてその再編が進められてきた。2000年4月の介護保険制度によるサービス開始を経て、今後これらの分野のサービス需要にはさらなる拡大が見込まれ、直接サービスの提供にあたる看護・介護マンパワーの確保は大きな課題である。

本稿では主たる就業領域における近年の看護・介護職員就業者数ならびに新規就業状況・養成体

表1 看護・介護職員就業者数の推移(主たる就業場所・1988～98年)

(単位:千人)

		1988(昭和63)年		1993(平成5)年		1998(平成10)年	
		看護職員	介護職員	看護職員	介護職員	看護職員	介護職員
医療	病院	568	115	681	163	760	204
	診療所	160	57	199	53	237	46
	訪問看護ステーション	—	—	1	—	15	—
	老人保健施設	1	3	6	17	21	60
	助産所	5	—	3	—	2	—
福祉	特別養護老人ホーム	6	38	8	57	12	85
	その他福祉施設	14	18	20	30	31	54
	ホームヘルプ	—	24	—	72	—	145
保健	行政・保健所	21	—	25	—	28	—

- 注) 1. 「病院」:『病院報告』,厚生省による。介護職員の位置付けは「看護補助者」。
2. 「診療所」:表中1988年は1987(昭和62)年,1998年は1999(平成11)年[医療施設調査],厚生省による。介護職員の位置付けは「看護補助者」。
3. 「訪問看護ステーション」:『訪問看護実態調査』,厚生省による。
4. 「老人保健施設」:『老人保健施設実態調査』,厚生省による。
5. 「特別養護老人ホーム」「その他の福祉施設」:『社会福祉施設調査』,厚生省による。介護職員呼称は「寮母」。
6. 「ホームヘルプ」:市町村が配置する訪問介護員をさす。『社会福祉行政業務報告(厚生省報告例)』,厚生省による。
7. 「行政・保健所」「助産所」「看護関係学校・養成所」「その他」:『衛生行政業務報告(厚生省報告例)』,厚生省による。
8. 「行政」は,省庁・都道府県市区町村をさす。

制の現状を整理し、あわせて今後の看護・介護マンパワーの確保をめぐる諸課題に言及したい。なお、本稿において見解にあたる部分は筆者の私見であることをあらかじめお含みおきいただきたい。

II 看護・介護職員就業状況

1 概況

1988年～1998年の間に保健・医療・福祉の主な施設等で就業する看護職員は約1.4倍に、介護職員は約2.3倍に増加している(前掲表1)。

就業者の性比は、看護職員で女性96.5%、男性3.5%(1998年厚生省『衛生行政業務報告』)、社会福祉施設に従事する介護職員(寮母・寮父)で女性85.7%、男性14.3%(1998年厚生省『社会福祉施設等調査報告』)である。

看護職員の職種別就業者数の推移を図1に示す。就業者総数は1993年に100万人を超え、その後も増加を続けている。看護婦・看護士就業者数は1979年に准看護婦・准看護士数を上回り、以降その差は拡大している。なお、後述するように1999年に病院勤務准看護婦・准看護士が前年比9000人以上減少し、准看護婦・准看護士就業者総数は早ければ1999年時点で資格制度創設以来初の減少が見込まれる。

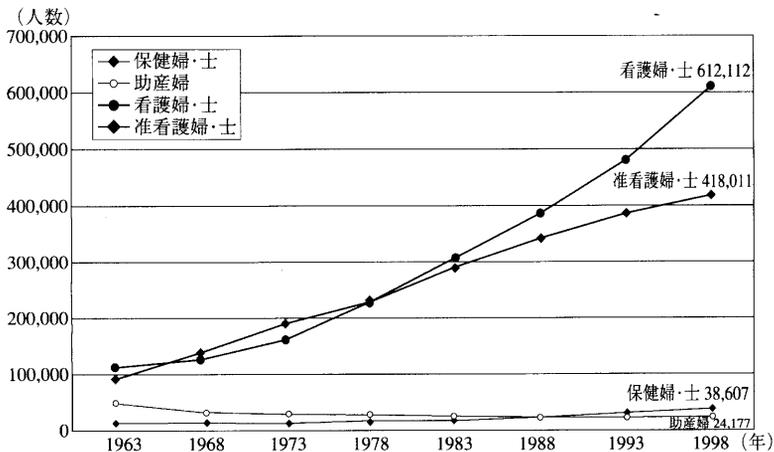
介護職員のうち、介護福祉士、ホームヘルパー1～3級など福祉関係資格者の就業統計は未整備であったが、厚生労働省は2000年を初年度として介護保険施設・居宅サービス事業所を対象とする調査(『介護サービス施設・事業所調査』、2000年10月)を実施しており、今後これら資格者の就業状況が明らかになる。

2 病院における就業状況

(1) 就業者総数

病院就業看護職員数は1984年～1999年の間に約1.8倍に増加、同じく看護補助者も約2倍になっている(表2)。病床100床対就業者は、看護職員は1984年の32.4人から1999年には46.1人へと1.4倍に、看護補助者は6.7人から12.4人へと1.9倍となり、就業者数・病床対就業者数²⁾とも近年めざましく増加している。

しかしながら、濃沼によればOECD加盟29カ国の平均値「スタンダード」と比較して「(病院勤務の)職員数、看護数ともに単位人口あたりでは欧米諸国に比べて遜色はない」が、病院病床あたり看護婦就業者数³⁾ではわが国(1床対0.53人)は「スタンダード」(同0.95人)にはるかに及ばない。これは単位人口あたりの「わが国の病床数が格段に多いためである」(濃沼 2000、



資料) 『看護関係統計資料集』、日本看護協会出版会。

図1 看護職員就業者数の推移(1963～1998年)

表2 病院就業者数・新卒就業者数の推移(1984~2000)

年次	看護職員								看護補助者	
	総数	前年比 増加数	再掲：看護婦・士			再掲：准看護婦・士			総数	前年比 増加数
			総数	前年比 増加数	新卒 就業者数	総数	前年比 増加数	新卒 就業者数		
1984	476,094	22,303	267,912	15,359	25,229	195,005	6,560	15,246	99,682	2,468
1985	495,903	19,809	281,957	14,045	26,427	200,475	5,470	15,943	100,507	825
1986	519,703	23,800	297,310	15,353	27,127	208,558	8,083	15,918	104,293	3,786
1987	543,122	23,419	312,827	15,517	27,812	216,220	7,662	15,333	109,356	5,063
1988	568,091	24,969	328,741	15,914	27,969	224,905	8,685	16,272	114,751	5,395
1989	585,990	17,899	341,167	12,426	29,023	228,979	4,074	16,399	118,297	3,546
1990	602,190	16,200	353,382	12,215	29,324	232,715	3,736	15,929	122,368	4,071
1991	615,272	13,082	364,335	10,953	29,972	234,669	1,954	15,202	124,282	1,914
1992	635,398	20,126	380,560	16,225	30,363	238,282	3,613	14,582	133,901	9,619
1993	659,102	23,704	399,676	19,116	33,052	242,394	4,112	13,335	145,028	11,127
1994	681,122	22,020	420,218	20,542	35,028	243,597	1,203	11,987	162,587	17,559
1995	702,055	20,933	439,982	19,764	36,280	244,289	692	13,001	178,858	16,271
1996	719,891	17,836	456,802	16,820	36,412	244,866	577	13,226	190,142	11,284
1997	735,171	15,280	473,085	16,283	37,403	243,528	-1,338	13,550	193,950	3,808
1998	746,411	11,240	487,799	14,714	37,662	239,844	-3,684	12,146	198,709	4,759
1999	759,504	13,093	509,762	21,963	41,154	230,619	-9,225	10,735	204,329	5,620
2000	—	—	—	—	40,856	—	—	9,543	—	—

資料) 就業者数は『医療施設調査・病院報告』, 厚生省, 新卒就業者数は『看護関係統計資料集』, 日本看護協会出版会。

- 注) 1. 「看護職員」: 保健婦・士, 助産婦, 看護婦・士, 准看護婦・士の総称。表では看護婦・士, 准看護婦・士について再掲。
2. 「新卒就業者数」には保健婦学校養成所・助産婦学校養成所を卒業後看護婦・士として就業した者は含まない。

p. 80)。病床あたり就業者数は先進諸国の水準に及ばず、看護職員は人口あたりでは先進諸国より多い病床に広く薄くばらまかれた状態にある。

(2) 看護職員の就業状況

① 就業者数

病院就業者数は増加を続けてはいるが増加のペースには波がある。病院就業看護職員前年比増加状況(前掲表2)によれば、1989年~1991年の前年比増加数の落込みは91年に13,082人で底を打ち一旦回復するが、この時期の確保難の深刻さを示している。

病院の看護職員需要は、1980年代後半に医療法改正に伴ういわゆる「駆け込み増床」に伴い一時的に急増、確保難が深刻化し「看護婦不足」は広く社会問題として認知されるにいたった⁴⁾。1992年6月、「看護婦等の人材確保の促進に関する法律」(いわゆる「看護婦確保法」)が成立し⁵⁾、養成拡充・離職防止・再就業促進を柱とする諸施策

の推進が図られ、1992年以降は看護婦3年課程養成定員の急増を見る(後述)。

これら新設養成所からの新卒就業者の増加を待たず病院就業者数の伸びは一旦勢いを回復するものの、1994年以降再び前年比増加数が漸減、1998年には「看護婦不足」時期の1991年をも下回る11,240人まで落ち込んだ。1999年は13,093人と若干回復したが、就業者数の伸びが鈍化する一方入職する新卒看護職員数が増加傾向にあり(前掲表2)、1999年春には5万3千人余(保健婦・保健士96人, 助産婦1,461人, 看護婦・看護士41,154人⁶⁾, 准看護婦・准看護士10,735人)におよんだ。当該年の新規入職新卒者数と就業者年間増加数の間には約4万人の乖離があり、新卒者採用が容易になる中で現職者の離職数の増加、さらには再就業機会の減少が生じていると推測される。

② 雇用形態

1999年日本看護協会『病院看護基礎調査』によれば看護職員のパートタイマー比率(常勤換算パートタイマー数/常勤換算就業者総数)は5.2%、部門別では病棟2.5%、外来21.1%である(日本看護協会 2001, p. 28)。一般に夜勤ができない看護職員を労働時間の長短にかかわらず常勤職員として採用しない例が多く、病棟での就業機会は限られ通常夜勤のない外来で常勤者並みの労働時間を勤務するいわゆる「フルタイム・パートタイマー」として配置され常勤職員と比較し不利に処遇される例がある。

臨時職員(労働時間・勤務形態が常勤者と同一で雇用期間に定めのある者)の雇用実態は明らかではないが、2000年上半期に看護職員採用があった全国2,871病院のうち51.2%にあたる1,471病院で臨時職員の採用があり、2,871病院の採用総数4万9,066人の12.4%にあたる6,102人が臨時職員として採用された(日本看護協会 2001, p. 2)。職種別では看護婦・看護師採用者の12.1%、准看護婦・准看護師採用者の15.6%が臨時職員である。国立・自治体立病院では臨時職員採用比率が高いが、その多くが定員外賃金職員と見られる。

専ら夜勤のみを行う「夜勤専従者」を配置して

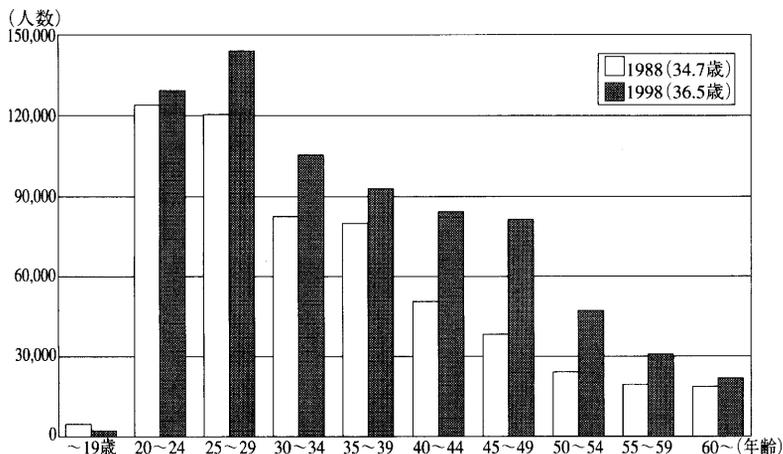
いる病院は16.4%、夜勤専従者は430病院で計1,832名、うち、正職員34.8%、臨時職員10.7%、パート・アルバイト54.5%である(日本看護協会 2001, p. 47)。診療報酬における入院基本料加算算定要件は夜勤専従者の総労働時間を週32~36時間以内とするよう求めており、常勤職員の所定労働時間がこれより長い場合夜勤専従者を「パートタイマー・アルバイト」として処遇せざるを得ない。そこで夜勤専従者について就業規則で主たる常勤職員より短い所定労働時間の「常勤職員」規定を設け、いわば複線型の常勤雇用を導入する例がある(日本看護協会 1998, pp. 36-37)。日勤・夜勤両方を勤務する一般の職員より短い所定労働時間を定めて相対的に優遇することで、得難い夜間労働力を確保する方策でもある。

③ 職種別就業状況

病院就業看護婦・看護師は増加を続けており1999年には50万人を超えた。准看護婦・准看護師数は、1996年まで緩やかながら増加してきたが、1997年から減少に転じ、1999年には前年比9,000人以上減少した。新卒准看護婦・准看護師入職数は、2000年に1万人を割った(前掲表2)。

④ 就業者年齢構成の変化

病院就業看護職員の年齢階層別就業者数を図2



資料) 『衛生行政業務報告』, 厚生省。

図2 病院看護職員年齢階層別就業者数 (1988~1998年)

に示す。就業者年齢構成の変化を背景に、経験年数・勤続年数の長い中高年齢層の処遇のあり方が人事労務管理上課題となりつつある。

⑤ 就業者増と患者へのサービス投入量の変化
病院勤務看護職員就業者数は絶対数・病床対就業者数ともに増加しているが、これは入院患者に投入される看護サービス量を増加させると同時に、

表3 入院患者に投入された看護職員の労働時間数 (1987年・1999年推計)

	1987年	1999年	データ出典・推計根拠
病院病床数	1,680,952	1,647,536	『医療施設調査・病院報告』, 厚生省
病床利用率	85.1%	84.6%	『医療施設調査・病院報告』, 厚生省
1日平均入院患者数	1,430,490	1,393,815	病院病床数×病床利用率
100床対看護職員数	34.3	46.1	『医療施設調査・病院報告』, 厚生省
看護職員総数	491,170	759,504	『医療施設調査・病院報告』, 厚生省
病棟配置比率	77.0%	78.0%	『病院看護基礎調査』, 日本看護協会
病棟看護職員数	378,201	592,413	看護職員総数×病棟配置比率
病棟看護職員1人あたり入院患者数	3.78	2.35	1日平均入院患者数÷病棟看護職員数
入院患者1人あたり病棟看護職員数	0.26	0.43	病棟看護職員数÷1日平均入院患者数
週所定労働時間	42.3	39.3	『病院看護基礎調査』, 日本看護協会
月平均超過勤務時間	8.5	6.2	『病院看護基礎調査』, 日本看護協会
年間有給休暇取得日数	11.3	10.2	『病院看護基礎調査』, 日本看護協会
夏季特別休暇	3.0	3.0	『病院看護基礎調査』, 日本看護協会
看護職員1人あたり年間総労働時間	2,047	1,856	週所定労働時間×52.1週+(月平均時間外×12月)-(年間国民祝日+年末年始休暇6日+夏期休暇+有休休暇)×8時間
看護職員1人あたり週平均労働時間	39.3	35.6	年間総労働時間÷52.1週
病棟勤務者全員の年間総労働時間	774,339,869	1,099,714,247	看護職員1人あたり年間総労働時間数×病棟勤務者総数
女性看護職員比率	96.5%	95.4%	『医療施設調査・病院報告』, 厚生省
病棟配置女性看護職員数	364,964	565,162	病棟看護職員数×女性看護職員比率
出産者比率	6.2%	3.9%	『病院看護基礎調査』, 日本看護協会
産前産後休暇期間(週)	12	14	『病院看護基礎調査』, 日本看護協会
産前産後休暇による労働時間減耗(時間)	10,670,730	10,994,694	病棟配置女性看護職員数×年間出産者比率×(週平均労働時間数×産前産後休暇期間(週))
育児休業取得率	48.3%	85.3%	『病院看護基礎調査』, 日本看護協会
平均育児休業期間(月)	6.3	8.1	『病院看護基礎調査』, 日本看護協会
育児休業による労働時間減耗(時間)	11,770,362	23,603,609	病棟配置女性看護職員数×年間出産者比率×育児休業取得者比率×(週平均労働時間数×月あたり週数×育児休業期間(月))
当直制看護単位数	3,469	616	『医療施設調査・病院報告』, 厚生省
当直制による夜間労働(所定労働時間外)	25,323,700	4,496,800	当直看護単位数×2(1日当直者数)×(夜間16時間中仮眠5時間・休憩1時間として10時間労働)×365
入院患者に投入された年間総労働時間	777,222,476	1,069,612,744	病棟勤務者全員の年間総労働時間-(産前産後休暇による労働時間減耗+育児休業による労働時間減耗)+当直制による夜間労働時間
入院患者に投入された1日あたり総労働時間	2,129,377	2,930,446	
患者あたり1日看護労働時間数	1.49	2.10	入院患者に投入された1日あたり総労働時間÷1日平均入院患者数。1987~1999年の間に0.61時間増

その一部が看護職員の労働条件改善に振向けられている。

近年看護職員の労働時間短縮・育児休業制度の普及・当直制から交代制への勤務体制変更等⁷⁾が進み、個々の看護職員の労働時間は短縮している。一方病院病床数は1993年以降徐々に減少、病床利用率の低下に伴い1日平均入院患者数は減少傾向にある。表3は1987年・1999年についてこの間の看護職員の増加および労働条件等の改善を織込みつつ、入院患者1人に投入された看護職員の労働時間数(患者あたり1日看護労働時間数)を推計したものである。

この間に入院患者1人あたり病棟看護職員数は0.26人から0.43人へと約1.65倍に、患者あたり1日看護労働時間数は1.49時間から2.10時間へと約1.41倍となった。看護職員配置が厚くなった効果として期待される患者あたり1日看護労働時間数の増は0.97時間であるが、実際には0.61時間の増であり、0.36時間分は看護職員の労働条件改善に振向けられたと考えることができる。

(3) 看護補助者の就業状況

① 就業者数の増加

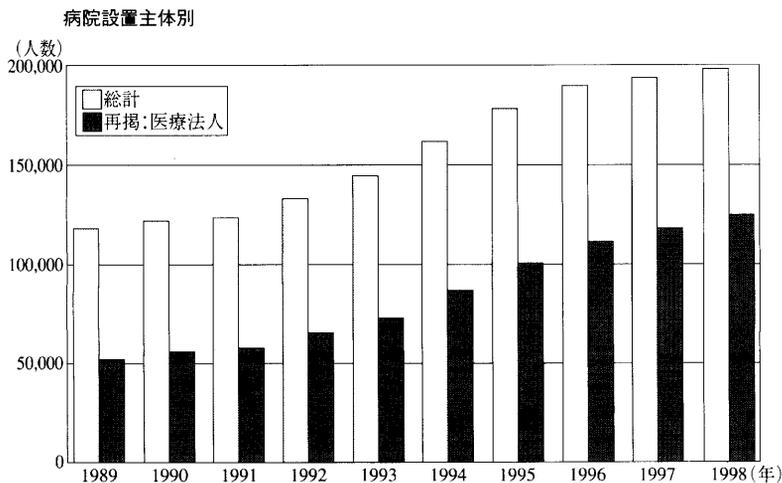
病院就業看護補助者数は1992年～1996年の5

年間に総数で6万5千人以上、毎年前年比で1万人から1万7千人ものペースで急増した(前掲表2)。1997年以降は前年比3千～5千人台と増加ペースが落ちるが、「医療法人」病院就業者数の増加ペースはこれを上回る(図3)。1984年～1998年の15年間に「医療法人」病院の看護補助者数は約2.5倍に達し、病床100床対就業者数も8.2人から16.3人へと増加している。次項で述べる政策誘導の主たる対象が、これら「医療法人」病院であることを示唆する。

② 就業者数増加の背景

1990年代は、医療供給体制再編(さらに介護保険下入所施設整備)に向けた政策誘導、具体的には「付添看護」⁸⁾の廃止と介護力を高めた療養型病床群・老人病床の再編・整備が進められた時期である。

1980年代以降付添看護療養費給付額の増嵩が健康保険財政上問題化し、患者の保険外負担(付添慣行料金と償還療養費との差額)、付添看護の質が問題となる例などもあり、1993年に医療保険審議会(当時)が建議書で廃止の方向性を打ち出した。1994年健康保険法改正に伴い「付添看護制度」は廃止され、厚生省(当時)はすべての病院で入院患者2人に看護要員1人以上(老人医



資料) 「医療施設調査」, 厚生省。

図3 病院勤務看護補助者数の推移(1989～1998年)

療では3人に1人以上)の体制整備を掲げた。

これに先立ち1990年診療報酬改定で新設された1日包括支払いの特定入院料「特例許可老人病院入院医療管理料(後に「老人病棟入院医療管理料」に改称)」は、その算定要件で付添看護禁止と手厚い介護職員⁹⁾の配置(入院患者3対1~6対1)を求め、当該入院料算定病院がいわゆる「介護力強化病院」と称された。

続く1992年に老人診療報酬において付添看護解消に向け各種加算等の施策が講じられ、翌1993年に改正医療法施行により療養型病床群が誕生、「療養型病床群入院医療管理料」が新設された。1994年10月診療報酬改定では看護料算定基準に従来の「基準看護」に加え「新看護」体系を創設、看護体制への経済的評価拡充により付添看護解消と医療機関雇用の看護要員による看護体制充実への誘導が図られた。

1993年当時、全国3,600病院で1日あたり7万人の入院患者に4万人の付添婦がつき、付添看護解消のため新たに必要となるマンパワーは看護婦・准看護婦3,000人、看護補助者6万人と試算された(厚生省1994, p.170)。特に主として老人医療を担う私的医療機関(医療法人など)ではその確保が困難であるとして付添看護解消自体を危ぶむ声さえあったが、これらの病院において看護補助者確保が進んだことは前項で述べたとおりである。

1999年7月時点で「療養型病床群入院医療管

理料」算定病床は14万4,235床、「老人病棟入院医療管理料」算定病床は13万4,417床(厚生省保険局医療課調べ)であり、これらの病床のうち約10万床余が2000年4月の介護保険スタート時に「介護療養型医療施設」に転換したと見られる。看護補助者の増加はこれらの病床の増加とそれに伴う看護・介護体制整備の結果もたらされた。

③ 介護福祉士の配置

介護福祉士は福祉職資格として誕生したものであり、病院はじめ医療機関の看護要員算定に際して介護福祉士資格者はあくまで看護補助者として扱われる。しかしながら、表4に示すとおり、病院においてもすでに相当数の介護福祉士資格者が就業しており、特に「医療法人・個人」病院では介護福祉士を配置している比率が高い。これらの病院での介護福祉士配置数は1病院平均4.7人である。

(4) 今後の採用・増員意向に見る需要動向

前述のとおり、病院就業看護要員数は増加を続けながらも、増加のペースは1990年代末にかけて鈍化傾向を示してきた。

日本看護協会は会員勤務の全国の病院を対象に1995年から毎年看護職員需給状況を調査している。2000年調査から、向こう3年間の職種別増員意向を表5に示す。看護婦・看護士はほぼ半数が「増員予定」、准看護婦・准看護士はほぼ半数が「削減予定(現員退職後補充しない方針を含む)」と回答した(日本看護協会調査研究課2001、

表4 病院における介護福祉士の配置(1999年)

	介護福祉士がいる		いない	無回答	計	
	人数	回答病院数				
計(2709)	28.6%	3,693	767	69.6%	1.8%	100.0%
国(224)	4.0	18	9	94.2	1.8	100.0
自治体(579)	9.2	179	51	88.8	2.1	100.0
公的(167)	14.4	121	23	84.4	1.2	100.0
社会保険関係団体(75)	8.0	24	6	92.0	-	100.0
医療法人・個人(1293)	44.3	2,680	570	54.0	1.7	100.0
学校法人・その他(34)	29.0	590	96	68.6	2.4	100.0
無回答(37)	32.4	81	12	64.9	2.7	100.0

資料) 「1999年病院における看護職員需給状況調査」『日本看護協会調査研究報告』No.57, 日本看護協会。

注) ()内は回答病院数。

表5 病院における今後3年間の看護要員増員意向：職種別

	増員予定	現状維持	削減予定	未定	無回答	計
看護婦・士	48.0%	37.3%	2.5%	8.7%	3.5%	100.0%
准看護婦・士	6.5%	31.3%	46.9%	7.6%	7.8%	100.0%
看護補助者	16.6%	53.4%	10.2%	11.7%	8.2%	100.0%

資料) 『2000年病院における看護職員需給状況調査』, 日本看護協会(速報)。

注) 回答病院数は3,286。「削減予定」: 現員退職後補充しない方針を含む。

表6 病院における看護婦・士, 准看護婦・士採用方針(1996~2000年)

採用予定年次	看護婦・士					准看護婦・士				
	2001年	2000年	99年	98年	97年	2001年	2000年	99年	98年	97年
今年度並み	23.2%	23.0	21.0	22.9	23.4	4.2%	4.8	4.9	7.3	8.1
今年度以上	27.0	18.4	25.4	32.6	33.8	2.8	2.4	3.4	4.1	4.9
今年度より減	4.0	6.0	4.3	4.3	3.6	4.3	3.9	4.4	5.1	6.2
欠員状況による	36.6	38.5	38.2	33.2	32.4	28.2	25.5	30.8	30.8	29.9
採用予定なし	3.5	5.6	4.6	2.5	1.9	45.8	49.7	43.7	39.7	38.4
未定	3.5	4.2	4.2	1.9	2.4	4.4	5.2	4.6	3.4	4.0
無回答	2.3	4.3	2.3	2.6	2.5	10.2	8.5	8.1	9.6	8.5
計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

資料) 『病院における看護職員需給状況調査』, 日本看護協会。

注) 「採用予定年次」: いずれも調査年次(1996~2000)の翌年(次年度)を示す。

p.6)。看護補助者については「現状維持」が過半数を占めた。

同調査から、最近5年間の年度毎の職種別採用意向の推移を表6に示す。看護婦・看護師については、2001年春に「今年(2000年)以上の数を採用したい」との回答が前年度より増加、2000年春に採用数が予定を下回った病院を中心に一部が積極採用に転じたと見られる。しかしながら積極採用意向の比率は1997~1998年の水準に戻ったにすぎず、採用を「欠員状況による」「今年度並み」とする病院は今後も大勢を占めると推測される。

定員増予定の病院が必ずしも採用数の増を予定しているわけではない。今後3年間に看護婦・看護師を「増員予定」でも、次年度の採用を「今年度以上」とするのは約半数、「今年度並み」「欠員状況による」がそれぞれ4分の1を占める。採用動向からは看護婦・看護師需要の伸びには近い将来さらに鈍化が見込まれる。

准看護婦・准看護師については「採用予定な

し」とする病院が増加しており、2001年採用については45.8%となった。従来准看護婦・准看護師を多く雇用してきた「医療法人・個人」病院でも21.7%となるなど、准看護婦・准看護師から看護婦・看護師への「置き換え」は今後一層進むと見られる。

看護補助者については、入院患者への直接ケア要員として増員を図る傾向と、主として物品搬送・ハウスキーピング(清掃・リネン業務等)等の業務委託により直接雇用する職員を削減する傾向とがともに見られる。介護福祉士資格者を「採用したい」という意向は病院設置主体を問わずあり(表7)、特に「医療法人・個人」病院では4割を超える。

3 診療所における就業状況

診療所に就業する看護職員数は1984年~1999年の間に約1.3倍に増加した(表8)。特に1996年~1999年までの3年間には急増を見ている。看護補助者は1984~1999年の間に約1万7千人

減少したが、大部分は有床診療所における減少である。

就業者数の推移を職種別に見ると、准看護師・

准看護師は一貫して増加、看護婦・看護師は1984年から1987年にかけて一旦減少するが、その後は増加に転じ1993年以降は准看護師・准看護師を上回って増加している。

診療所に入職した新卒看護婦・看護師は毎年700人前後であり、前述の看護婦・看護師就業者数の増加は主として病院からの転職者を中心とする既卒者の入職増の結果と見られる。一方、新卒准看護師・准看護師は減少傾向にあり、2000年には3,500人を割った。診療所の看護職員供給源はあきらかに新卒准看護師・准看護師から既卒看護婦・看護師にシフトしつつある(前掲表8)。

表7 病院における今後の介護福祉士の採用意向(1999年)

	採用したい	採用は考えていない	無回答	計
計(2709)	29.5%	56.5%	14.1%	100.0%
国(224)	4.5	81.3	14.0	100.0
自治体(579)	12.3	69.8	18.0	100.0
公的(167)	16.2	68.9	15.0	100.0
社会保険関係団体(75)	10.7	82.7	6.7	100.0
医療法人・個人(1293)	43.3	44.6	12.1	100.0
学校法人・その他(34)	33.2	51.2	15.6	100.0
無回答(37)	29.7	51.4	18.9	100.0

資料) 「1999年病院における看護職員需給状況調査」[日本看護協会調査研究報告] No. 57, 日本看護協会。

注) ()内は回答病院数。

4 その他の医療機関における就業状況

(1) 訪問看護ステーション

1992(平成4)年の制度創設以来、事業所数の増加に伴い就業する看護職員数が増加している

表8 診療所就業者数・新卒就業者数の推移(1984~2000年)

年次	看護職員								看護補助者	
	総数	前回比増加数	再掲：看護婦・士			再掲：准看護師・士			総数	前回比増加数
			総数	前回比増加数	新卒就業者数	総数	前回比増加数	新卒就業者数		
1984	153,579	14,598	43,953	2,984	700	102,980	10,734	7,052	63,058	-4,051
1985	—	—	—	—	719	—	—	7,315	—	—
1986	—	—	—	—	705	—	—	7,016	—	—
1987	161,106	7,527	43,397	-556	592	111,141	8,161	6,620	57,579	-5,479
1988	—	—	—	—	580	—	—	6,571	—	—
1989	—	—	—	—	709	—	—	6,484	—	—
1990	178,125	17,019	49,904	6,507	563	121,377	10,236	6,554	56,033	-1,546
1991	—	—	—	—	597	—	—	6,249	—	—
1992	—	—	—	—	637	—	—	5,895	—	—
1993	200,725	22,600	60,285	10,381	615	132,654	11,277	5,125	52,579	-3,454
1994	—	—	—	—	626	—	—	4,860	—	—
1995	—	—	—	—	669	—	—	4,715	—	—
1996	218,575	17,850	70,202	9,917	626	139,627	6,973	4,945	50,369	-2,210
1997	—	—	—	—	640	—	—	4,789	—	—
1998	—	—	—	—	549	—	—	4,427	—	—
1999	247,308	28,733	87,376	17,174	636	149,901	10,274	3,923	46,029	-4,340
2000	—	—	—	—	734	—	—	3,463	—	—

資料) 就業者数は「医療施設調査・病院報告」, 厚生省, 新卒就業者数は「看護関係統計資料集」, 日本看護協会出版会。

- 注) 1. 「診療所」は、一般診療所および歯科診療所を含む。なお、診療所従事者数の調査は3年に1回実施される。
 2. 「看護職員」: 保健婦・士, 助産婦, 看護婦・士, 准看護師・士の総称。表では看護婦・士, 准看護師・士について再掲。
 3. 「新卒就業者数」には保健婦学校養成所・助産婦学校養成所を卒業後看護婦・士として就業した者は含まない。

(前掲表1)。

1999年の職種別就業者数は、保健婦・保健士899人(前年比75人増)、助産婦21人(同21人増)、看護婦・看護師16,105人(同3,656人増)、准看護婦・准看護師2,898人(同702人増)、計19,923人で看護婦・看護師の増加がめざましい。1事業所あたり看護職員数は5.6人(1999年厚生省『平成11年訪問看護統計調査』)、就業者の43.1%が非常勤であり、常勤換算就業者数は15,964.1人、非常勤就業者1人は常勤換算で0.54人に相当する。

(2) 老人保健施設

1988(昭和63)年の制度創設以来、施設数・入所定員の増加に伴い就業する看護・介護職員数が増加している(前掲表1)。

1999年の職種別就業者数は、看護婦・看護師8,465.1人(前年比1,248.8人増)、准看護婦・准看護師15,108.4人(同1,561.3人増)、介護職員68,925.3人(同8,661.5人増)(1999年厚生省『平成11年老人保健施設実態調査』)である。入所定員100人あたり従事者数は、1989年の看護婦・看護師3.1人、准看護婦・准看護師5.8人、介護職員20.8人から、1999年には同じく4.0人、7.1人、32.6人へと増加した。

5 福祉領域における就業状況

社会福祉施設に就業する看護職員・介護職員(寮母)数の推移(1988~1999年)を表9に示す。近年看護職員・寮母とも就業者数は増加しているが、その増加に最も寄与しているのが「老人福祉施設」における就業者数の増加である。

特別養護老人ホームは、社会福祉施設中最多の看護職員・寮母が就業する。施設数・在所要員数は、1988年の2,004施設・14万4,112人から、1998年には4,007施設・26万6,140人へと増加した(厚生省『社会福祉行政業務報告』)。在所要員100人あたり就業者数は、1988年の看護職員4.0人、寮母26.3人から、1998年は同4.6人、32.1人に増加した。1施設あたり看護職員数は、1988年2.9人、1999年3.2人であり、わずかながら増加している。

社会福祉施設は採用したい看護職員の力量として「異常・緊急時の対応」74.6%「観察力」62.3%「確実な看護技術」60.8%「他職種との協働」60.4%「判断力」59.8%を上位にあげる(日本看護協会中央ナースセンター1998, p.24)。特に高齢者を対象とする施設では医療を要する入所者の増加・重症化が進んでいるとされ、医師が常駐しないことが多いこれらの施設での看護職員への期待が医療面の対処にあることを示す。

表9 社会福祉施設従事看護・介護職員(寮母)数(1988~1999年)

	年次	総数	保護施設	老人福祉施設	再掲：特別養護老人ホーム	身体障害者更生援護施設	婦人保護施設	児童福祉施設	保育所	知的障害者援護施設	母子福祉施設	精神障害者社会復帰施設	その他の社会福祉施設等
	1993	28,083	286	13,279	8,323	1,631	18	7,076	3,369	1,550	2	97	775
	1998	41,891	331	26,040	12,213	2,181	20	7,399	4,057	1,936	6	63	1,158
	1999	48,161	338	30,143	13,282	2,307	20	7,611	4,363	2,026	5	70	1,278
寮母	1988	55,653	2,457	46,321	37,830	6,202	15	—	—	—	—	—	658
	1993	86,891	2,587	74,343	56,728	7,852	9	—	—	—	—	7	2,093
	1998	139,355	2,655	121,117	85,366	10,863	17	—	—	828	—	9	3,866
	1999	155,279	2,703	136,391	93,142	11,646	15	—	—	288	—	19	4,217

資料) 『社会福祉施設等調査報告』, 厚生省。

- 注) 1. 看護職員：保健婦・保健士、助産婦、看護婦・看護師、准看護婦・准看護師の総称。統計上看護婦・看護師と准看護婦・准看護師は区分されていない。
 2. 表中「児童福祉施設」は「保育園」「肢体不自由児施設」を含み、「助産施設」を含まない。

III 看護・介護職員の供給

1 看護職員の供給

2000年4月現在の看護職員養成課程の養成数(1学年定員)は、看護婦3年課程34,074人(うち大学5,950人,短期大学4,580人),看護婦2年課程17,953人(うち短期大学570人),准看護婦課程26,470人(うち高校衛生看護科7,135人)である。以下、養成状況に関する統計値は『看護関係統計資料集』(日本看護協会出版会)からの引用及びその解析による。

1970年からの課程別養成数(1学年定員)の推移を図4に示す。看護婦3年課程養成数は1992年の「看護婦確保法」制定以降急増し、1995年には准看護婦課程を上回った。看護婦3年課程のうち特に大学での養成数の伸びがめざましく、1999年には短期大学を上回った。准看護婦課程養成数は近年減少が続いている。

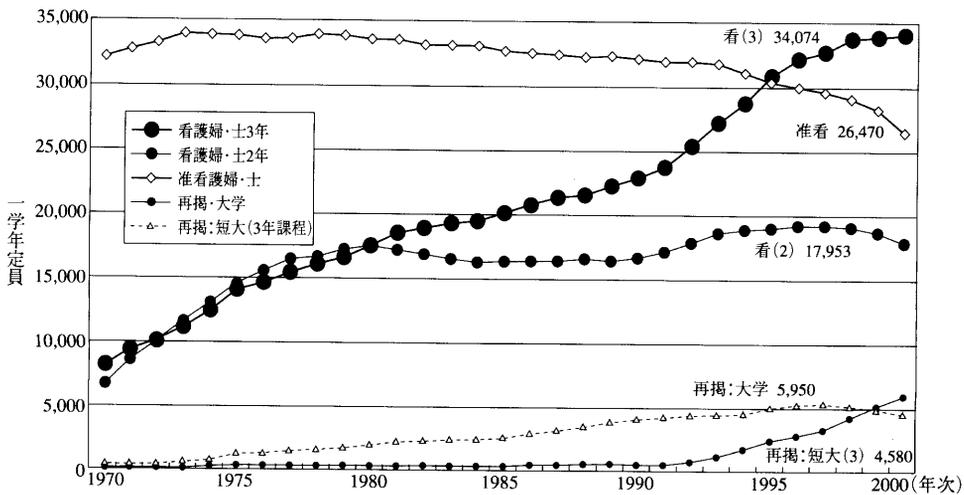
最近の入試競争率(受験者/入学者)は、看護婦3年課程で5倍前後(2000年:大学5.4倍,短期大学5.0倍,養成所4.8倍),准看護婦課程で2倍弱(2000年:養成所1.9倍,高等学校衛生看護科1.7倍)である。准看護婦課程では1998年以

降「定員割れ」が生じ、2000年の定員充足率は課程全体で93.9%,学校種別ごとでは養成所94.5%,高等学校衛生看護科92.4%である。

入学者の主たる供給源は18歳人口であり、進行しつつある18歳人口の減少は看護職員養成影響を及ぼしつつある。高等学校新卒者(女子)に占める看護系学校・養成所への進学者比率(推計値)は1996年5.6%,1998年5.8%,2000年5.7%¹⁰⁾とほぼ安定しており、今後もこの程度で推移すると仮定すると高等学校新卒者数減少に伴い看護系学校・養成所進学者数のさらなる減少が見込まれる。

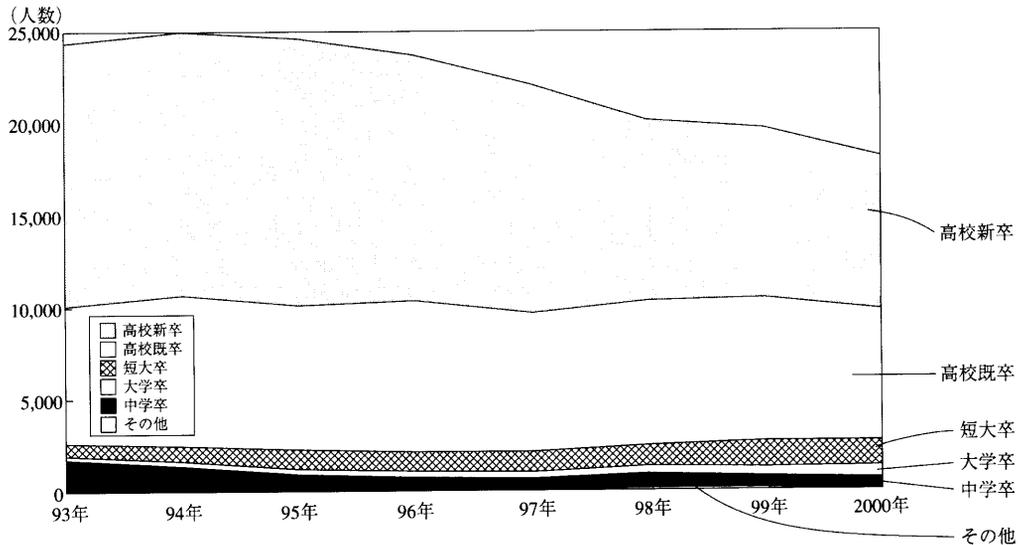
すでに高等学校新卒者数は年々減少しており、その影響はまず、高等学校新卒者のうち看護婦3年課程に合格できない層の受け皿となってきた准看護婦養成所で現れた。入学者のうち、高等学校新卒者以外の入学者数はおおむね変わらず(図5)、高等学校新卒者減少が入学者総数減少につながったことを示唆している。入学者に占める高校新卒者比率低下は、入学者の学歴・年齢等の属性の多様化を招来しつつある。

看護婦養成所(3年課程)は看護系大学増加と18歳人口減少の影響で学生確保に苦慮している。日本看護協会調査によれば、看護婦養成所(3年



資料) 『看護関係統計資料集』, 日本看護協会出版会。

図4 看護職員課程別養成定員(1学年)の推移(1970~2000年)



資料) 『看護関係統計資料集』, 日本看護協会出版会。

図5 准看護婦養成所入学者基礎学歴別人数の推移 (1993～2000年)

課程)のうち、44.1%が過去10年間に応募者数が「減った」と回答、この間入学者の学力は「低下してきた」60.7%、学習意欲は「低下してきた」52.4%と見る。過去3年間に大卒者を入学させたことがある学校は82.6%、うち67.0%が入学させた結果「よかった」と評価する。大卒入学者に対しては大学での既習単位の認定による学習負担軽減が課題であるが、認定可能単位は基礎科目に限られ認定単位数の実績は1人あたり3.8単位に過ぎなかった(日本看護協会調査研究課2000, pp. 11-15)。2000年4月入学の大卒者の受け皿は、看護婦養成所(3年課程)が最多の1,002人、准看護婦養成所は685人であり(表10)、大卒の入学者の絶対数・入学者に占める比率ともに看護婦養成所が准看護婦養成所を上回る。

各課程卒業の新規就業者数を図6に示す。准看護婦課程卒就業者の減少は、養成数そのものの減少に加え、卒業と同時に看護婦2年課程に進学する者の比率が徐々に高まっているためと見られる。看護婦2年課程に直ちに進学した者の比率は、1996年の30.2%から、2000年には36.8%に高まった。特に高等学校衛生看護科卒業者の進学率は78.4%(2000年)と高く、当該課程は実質的に

「看護婦への別ルート」として機能している。

2 介護職員の供給

介護職員として保健・医療・福祉の各領域で就業する者には、必ずしも介護にかかわる何らかの資格が求められているわけではない。しかしながら、この領域でのサービス需要の拡大に伴いマンパワー量(就業者数)のみならずサービスの質確保の要請はいつそう強まると見られ、事業所側の有資格者採用意向と従事者ならびに新規就業希望者の資格取得意欲の高まりが予想される。

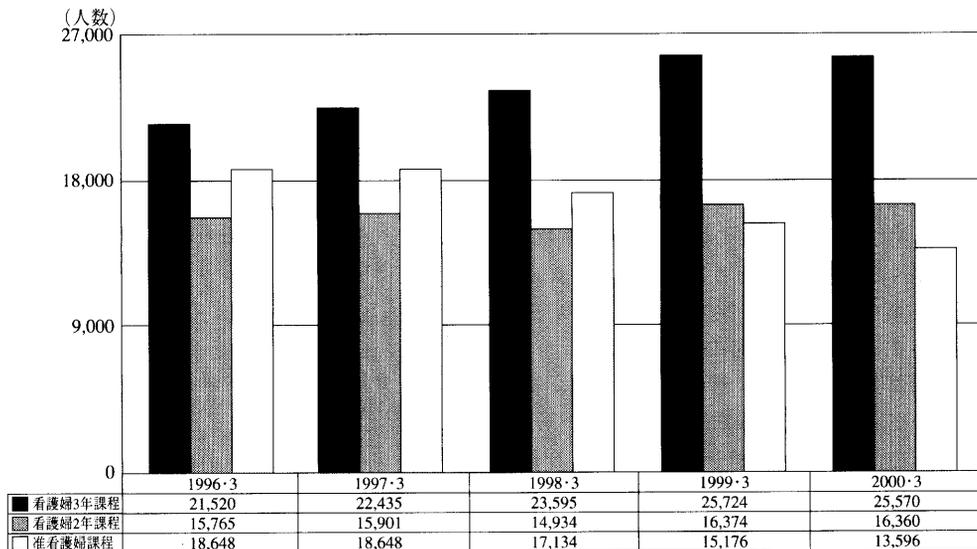
介護福祉士登録者数ならびに国家試験結果を表11に示す。1989年の「社会福祉士及び介護福祉士法」施行に伴い養成所(高卒後2年以上または大学等卒後1年以上)における養成と平行し、福祉施設・ホームヘルプ等の3年以上の実務経験者を対象とする国家試験が開始された。過去12回の国家試験合格者の累積数は12万3千人程度であり、すでに養成所卒業の資格者9万人近くが登録済みと見られる。2000年4月時点の養成施設は大学・短期大学・養成所を合わせ339校390課程・入学定員22,886人を数える。また、国家試験受験者数は急速に増加している。実務経験に準

表 10 看護基礎教育各課程入学者の属性 (入学時基礎学歴別人数・入学者に占める比率)

		94年	95年	96年	97年	98年	99年	2000年	
大学	入学者総数	人 1,862	2,634	3,009	3,507	4,494	5,423	6,331	
	大学卒	人 (%) --	35 1.3%	38 1.3%	34 1.0%	61 1.4%	90 1.7%	98 1.5%	
	短期大学卒	人 (%) --	10 0.4%	28 0.9%	20 0.6%	42 0.9%	43 0.8%	49 0.8%	
	高等学校卒	人 (%) --	2,585 98.1%	2,933 97.5%	3,436 98.0%	4,373 97.3%	5,270 97.2%	6,180 97.6%	
	再掲：高等学校新卒	人 (%) --	1,929 73.2%	2,221 73.8%	2,715 77.4%	3,452 76.8%	4,354 80.3%	4,832 76.3%	
短期大学 (3年課程)	入学者総数	人 4,831	5,211	5,489	5,669	5,437	5,199	4,889	
	大学卒	人 (%) --	69 1.3%	86 1.6%	96 1.7%	92 1.7%	118 2.3%	151 3.1%	
	短期大学卒	人 (%) --	45 0.9%	113 2.1%	36 0.6%	52 1.0%	52 1.0%	49 1.0%	
	高等学校卒	人 (%) --	5,087 97.6%	5,277 96.1%	5,526 97.5%	5,284 97.2%	5,017 96.5%	4,688 95.9%	
	再掲：高等学校新卒	人 (%) --	4,345 83.4%	4,403 80.2%	4,500 79.4%	4,525 83.2%	4,068 78.2%	3,997 81.8%	
看護婦学 校養成所 (3年課程)	入学者総数	人 23,172	24,260	24,289	23,595	23,564	23,241	23,132	
	大学卒	人 (%) 0.9%	207 1.4%	343 1.7%	403 1.9%	460 2.5%	598 3.4%	799 3.4%	1,002 4.3%
	短期大学卒	人 (%) 1.8%	428 2.3%	561 2.3%	643 2.7%	632 2.7%	728 3.1%	807 3.5%	
	高等学校卒	人 (%) 97.1%	22,494 96.1%	23,310 95.9%	23,287 95.1%	22,443 94.4%	21,640 93.1%	21,238 91.8%	
	再掲：高等学校新卒	人 (%) 84.3%	19,535 80.5%	19,527 81.6%	19,814 82.8%	19,526 81.6%	19,218 80.8%	18,771 79.2%	
准看護婦 養成所	入学者総数	人 25,065	24,711	23,801	22,224	20,280	19,839	18,266	
	大学卒	人 (%) 1.2%	300 1.3%	332 1.5%	346 1.7%	470 2.3%	552 2.8%	685 3.0%	
	短期大学卒	人 (%) 3.3%	835 4.3%	1,051 4.2%	1,006 4.2%	1,119 5.0%	1,097 5.4%	1,383 7.6%	
	高等学校卒	人 (%) 89.8%	22,504 90.5%	22,355 90.8%	21,614 89.9%	19,984 87.4%	17,068 86.0%	15,475 84.7%	
	再掲：高等学校新卒	人 (%) 57.2%	14,345 58.7%	14,496 56.1%	13,361 56.1%	12,463 48.7%	9,277 46.8%	8,360 45.8%	
	中学校卒	人 (%) 5.3%	1,338 3.7%	917 3.1%	744 3.0%	674 4.2%	852 3.7%	737 3.7%	

資料) 「看護関係統計資料集」, 日本看護協会出版会。

注) 「准看護婦養成所」: 高等学校衛生看護科を除く。



資料) 『看護関係統計資料集』, 日本看護協会出版会。

図6 課程別新卒就業者数の推移 (1996~2000年)

表11 介護福祉士資格者登録数および介護福祉士国家試験結果の推移

年次	1989年	1990年	1991年	1992年	1993年	1994年	1995年	1996年	1997年	1998年	1999年	2000年
登録者数	—	—	—	16,343	28,537	44,416	61,658	79,940	102,339	129,093	165,098	209,255
国家試験	受験者数	11,973	9,868	9,516	9,987	11,628	13,402	14,982	18,544	23,977	31,567	41,325
	合格者数	2,782	3,664	4,498	5,379	6,402	7,041	7,845	9,450	12,163	15,819	20,758
	合格率	23.2%	37.1%	47.3%	53.9%	55.1%	52.5%	52.4%	51.0%	50.7%	50.1%	50.2%

注) 登録者数: 『国民の福祉の動向』, 厚生省による。

じて受験を認められる高等学校福祉系学科 (NHK 学園高校専攻科含む) 卒業者は2000年には6,157人が受験, うち2,763人が合格した。

IV 看護・介護マンパワー確保の課題

マンパワー「量」の確保にはまず性別・年齢・多様な社会的背景を持つ人材の参入を促し供給源を拡張することが不可欠である。さらにマンパワーの「質」を求める場合にも, 拡張された供給源があればこそ「質」の高い人材の層を厚くすることが可能になる。

看護職員養成機関への高等学校新卒者以外の志願者の受け入れ拡大, 具体的には社会人入学制度拡充, 大学・短期大学等高等教育修了者に対する

既習単位認定による学習負担軽減・修学期間短縮が課題である。介護福祉士養成課程卒業者の参入の動向も注目される。

現行の資格・免許制度は必ずしも個々人の実践能力を保証するものではなく, 表面的な多様性を超え実践能力に応じた処遇には客観的な実践能力評価基準が求められよう。

また, 医療領域に偏在する看護職員に今後ニーズが高まる福祉領域へスムーズな移動を促す方策が重要である。病院勤務看護職員ですすでに中高年層の処遇が課題となりつつあるが, 一般急性期対応の医療現場の経験者を求める福祉領域のニーズに応えられる層でもあり, 就業斡旋・雇用主側に処遇改善を促す情報提供等が急務である。

雇用・就業形態多様化により就労可能者拡大・

離職抑止が期待される。短時間労働者の処遇改善には短時間労働の常勤職員等複線型処遇の拡充が望まれる。また、施設内のみならず居宅サービス分野でも24時間体制が不可欠であり夜間労働力確保が一層重要となる。夜間労働力が十分なら、交替制勤務職場で従来「半人前」扱いされた「夜間働けない」者も職場を去るには及ばない。夜間労働力を「高く買う」とともに労働負担軽減のため専ら夜間就業する者には一般労働者より短い労働時間を規定するなどの方策が求められよう。

なお、近い将来取組むべきテーマとしては、看護業務についての派遣労働解禁の前提条件の検討がある。さらに、外国人労働者受け入れは、資格職者・単純労働者それぞれで前提が異なるがこれについては今後国民的な論議が必要となる。

注

1) 本稿では「看護職員」「介護職員」および関連の職種名称を、以下のように用いる。

「看護職員」

保健婦・保健士、助産婦、看護婦・看護師、准看護婦・准看護師資格を有し看護業務にあたる者の総称。

「介護職員」

看護職員以外で医療・福祉領域で介護および看護補助の業務にあたる者の総称。介護福祉士、ホームヘルパー資格者を含む。就業施設種類により統計上の名称は、保険医療機関＝看護補助者、介護保険施設＝介護職員、福祉施設＝寮母・寮父。

「看護補助者」

保険医療機関で看護職員の指導のもと看護補助業務（患者への療養上の世話・病室内環境整備・ベッドメイキング・看護用品、消耗品整理整頓等）を行う者をさす（厚生労働省保険局医療課、「通知：平成12・3・17保険発第29・老健51基本診療料の施設基準およびその届出に関する手続きの取扱いについて 別添2 入院基本料等の施設基準等 第1(4)イ」1.6)。「療養上の世話」のうち、療養・老人病棟等の症状・状態の安定した患者に対するものは実質的に「介護」に近い。一方積極的な治療を行う医療機関では看護補助者の「療養上の世話」は全ての患者に提供されるとは限らずまた提供できる「療養上の世話」の種類または程度が限定的であるなど、「療養上の世話」以外の業務が中心となる（奥村1998, pp. 825-826）。

「看護要員」

「看護職員」および「看護補助者」の総称。

2) 「病床対従事者数」は、病院全体の従事者数を稼働病床対比で示したものの。従事者数には入院（病棟）・外来・手術・中央材料・地域医療・看護管理等各部門の配置人員すべてを含み、病床数と入院患者数は異なるため、「病床対看護職員数」は入院患者対病棟配置看護職員数と同義ではない。

3) 「看護婦」は、国際比較のため助産婦・看護婦・看護師・准看護婦・准看護師の総計を用いており、保健婦・士を含まない。

4) 1992年、労組のキャンペーンで使われ確保難の背景にある看護婦の労働条件の厳しさを現した「9K」が、「日本新語・流行語大賞」新語表現部門銀賞受賞。中小零細製造業の厳しい労働条件をす「3K」（きつい・汚い・危険）に、「給料が安い・規則がきびしい・薬に頼る・婚期が遅れる・化粧がのらない」の「6K」を加えたもの。

5) 「看護婦等の人材確保の促進に関する法律」（平成4年6月26日法律第86号）に基づき、厚生省は同年10月21日付で同法施行令ならびに施行規則、並びに同法に基づく都道府県ナースセンター及び中央ナースセンターに関する省令を発令、同年12月25日付で厚生・文部両省により基本指針を告示、確保への取り組みを進めた。

6) 保健婦学校・助産婦学校を卒業後看護婦・看護師として就業した者は含まない。

7) 当直制では夜間当直の時間は所定労働時間内労働と見なされないが、交代制では夜勤時間は所定労働時間に含まれる。当直制では深夜（22時～5時）は定時巡視・緊急時対応以外は仮眠が原則だが、仮眠時間を除く夕方・翌朝の勤務は看護サービスにあたった時間と見ることができ。当直制から交代制への移行は実質的に看護要員の労働時間短縮を意味し、多くの場合病棟配置看護要員の増員が必要になる。交代制は夜間も通常業務が継続することを前提とする体制であり、夜間看護体制の充実を図るため近年診療報酬算定要件が「当直制」から「交代制」への移行を誘導、当直制をとる病院はごくわずかとなった。

8) 「付添看護制度」（付添看護療養費の給付）は、1925（大正15）年の健康保険法施行にともない開始。患者が雇用した付添婦を入院時に付添させた場合一定額を療養費として償還する。付添婦に患者の療養上の世話を依存し、最小限の数の看護職員が医師の診療補助に専念する体制をとれば、医療機関は自ら看護要員を雇用しなくとも介護の人手が確保できた。1973年、対象を「重篤または術後の患者」から「寝たきり等の介護を要する患者」にも拡大、付添婦1人が2人

の患者につく「2人付」を認め、その後老人入院患者増とあいまって給付額が急増する。

- 9) 老人診療報酬体系では、1990年～2000年3月まで算定要件で「介護職員」の語を使用。2000年4月以降、医療保険(診療報酬算定要件)「看護補助者」、介護保険(施設基準・介護サービス費算定要件)「介護職員」と整理された。
- 10) 各課程入学者中の高等学校新卒者数(『看護関係統計資料集』日本看護協会出版会)から男子推計数を減じ看護系学校・養成所に入学した高等学校新卒女子数を推計。看護婦3年課程(大学・短期大学・養成所)、看護婦2年課程(高等学校衛生看護科から短期大学・高等学校専攻科・養成所)、准看護婦課程(准看護婦養成所)への進学者を合計。各年3月末卒業高等学校新卒者数は文部省『文部統計要覧』による。

引用文献

- 奥村元子(1998)「データに見る看護補助者との協働」『看護管理』Vol. 8, pp. 825-826。
- 濃沼信夫(2000)『医療のグローバルスタンダード』, ミクス, p. 80。
- 日本看護協会調査研究課(2001)「ニュースリリース——2000年病院における看護職員需給状況調査(速報)」, p. 2, 同p. 6。
- (1998)「1996年変革期における看護管理の課題に関する調査」, 『日本看護協会調査研究

報告』No. 53, pp. 36-37。

- 厚生省保険局医療課保険医療企画調査室(1994)『診療報酬改定～今後の流れ』, ミクス, p. 170。
- 日本看護協会中央ナースセンター(1998)『社会福祉施設における看護職へのニーズ調査報告書』, p. 24。
- 日本看護協会調査研究課(2000)「1999年看護専修学校(3年課程)における大学・短期大学卒業者の入学受入れに関する調査」, 『日本看護協会調査研究報告』No. 57, pp. 11-15。
- (2001)「1999年病院看護基礎調査」, 『日本看護協会調査研究報告』No. 59, p. 28 同p. 47。

参考文献

- 皆川尚史(2000)「診療報酬のしくみを理解する」, 岩下・皆川・野村他『診療報酬～そのしくみと看護の評価(第4版)』, 日本看護協会出版会。
- 野村陽子(1998)「看護サービス評価の変遷」, 岩下・皆川・野村他『診療報酬～そのしくみと看護の評価(第3版)』, 日本看護協会出版会。
- 奥村元子(1996)「交代制勤務の現状と問題点～求められる時短と勤務体制多様化時代への対応」『病院経営』Vol. 6, No. 116。
- (おくむら・もとこ 日本看護協会
調査・情報管理部長)